

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月14日

【中間会計期間】 第196期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社阿波銀行

【英訳名】 The Awa Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 古川 武 弘

【本店の所在の場所】 徳島県徳島市西船場町二丁目24番地の1

【電話番号】 徳島(088)623局3131番(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 平 岡 悟

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目13番12号  
株式会社阿波銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3272局1415番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 坂 田 靖

【縦覧に供する場所】 株式会社阿波銀行東京支店  
(東京都中央区日本橋二丁目13番12号)  
株式会社阿波銀行大阪支店  
(大阪府中央区久太郎町三丁目1番7号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 当行東京支店は、金融商品取引法の規定による備付場所  
ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場  
所とするものであります。

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度
		中間連結 会計期間 (自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	35,565	36,854	40,532	70,893	77,129
うち連結信託報酬	百万円	—	—	—	0	0
連結経常利益	百万円	7,089	7,540	9,398	16,802	16,295
連結中間純利益	百万円	4,091	4,190	3,983	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	9,563	8,936
連結純資産額	百万円	143,353	169,806	174,124	152,308	177,237
連結総資産額	百万円	2,428,602	2,481,678	2,497,481	2,427,134	2,519,090
1株当たり純資産額	円	616.70	676.78	700.69	655.21	707.26
1株当たり中間純利益	円	17.59	17.98	16.69	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	40.98	37.83
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	6.5	6.6	—	6.7
連結自己資本比率 (国内基準)	%	11.09	11.50	11.85	11.28	11.79
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△9,756	△36,801	△5,553	1,829	△14,988
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△11,285	13,724	△5,575	△35,935	△16,350
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△941	4,256	△2,300	△7,673	△1,716
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	99,499	60,882	33,217	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	79,702	46,647
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,573 [452]	1,507 [534]	1,472 [560]	1,541 [468]	1,466 [544]
信託財産額	百万円	97	97	97	97	97

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載してあります。

- 4 連結純資産額及び連結総資産額の算定に当たり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 5 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出してしております。
- 6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出してしております。
- 7 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してしております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出してしております。
- 8 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」(昭和18年法律第43号)に基づく信託業務に係るものを記載してしております。なお、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第194期中	第195期中	第196期中	第194期	第195期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	27,181	28,297	32,163	54,186	60,172
うち信託報酬	百万円	—	—	—	0	0
経常利益	百万円	6,793	6,831	8,646	15,383	15,595
中間純利益	百万円	4,070	4,166	3,981	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	9,397	8,916
資本金	百万円	23,452	23,452	23,452	23,452	23,452
発行済株式総数	千株	240,822	239,800	237,000	240,822	239,800
純資産額	百万円	141,883	160,100	164,017	150,675	167,361
総資産額	百万円	2,396,505	2,450,522	2,466,995	2,395,350	2,488,165
預金残高	百万円	2,070,051	2,106,270	2,103,035	2,056,918	2,122,434
貸出金残高	百万円	1,531,417	1,594,271	1,590,995	1,556,066	1,621,333
有価証券残高	百万円	656,078	691,140	723,012	688,157	726,619
1株当たり配当額	円	3.00	4.00	3.50	6.00	7.50
自己資本比率	%	—	6.5	6.6	—	6.7
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.76	11.08	11.39	10.92	11.39
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,440 [438]	1,405 [517]	1,379 [542]	1,410 [453]	1,369 [530]
信託財産額	百万円	97	97	97	97	97
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	95	95	95	95	95

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 純資産額及び総資産額の算定に当たり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出してしております。
- 4 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してしております。当行は国内基準を採用しております。  
 なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出してしております。
- 5 第195期中(平成18年9月)の1株当たり配当額4.00円及び第195期(平成19年3月)の1株当たり配当額7.50円は、創業110周年記念配当1.00円を含んでおります。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業	リース業	合計
従業員数(人)	1,437 [554]	35 [6]	1,472 [560]

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員599人を除き、執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く。)3人を含んでおります。
- 2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	1,379 [542]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員572人を除き、執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く。)3人を含んでおります。
- 2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
- 3 当行の従業員組合は、阿波銀行従業員組合と称し、組合員数は1,157人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

平成19年度上半期のわが国経済をみますと、企業収益が好調を維持し、設備投資が増加したほか、雇用情勢の改善に伴い個人消費も底堅く推移するなど、景気は民需主導で緩やかながら回復を続けました。

こうした国内景気回復を背景に、県内でも製造業では生産活動が堅調に推移し、雇用情勢が緩やかに改善する中、個人消費も底堅い状況が続いており、県内景気は総じて緩やかな回復基調で推移しました。

以上のような金融経済環境の下で、**預金及び預かり資産**につきましては、「団塊世代」を中心としたお客さまのニーズにお応えするため、預かり資産を中心に新商品を数多くご提供いたしました。この結果、譲渡性預金を含めた預金は、前中間連結会計期間末比86億円増加し、9月末残高は2兆2,158億円となりました。また、預かり資産のうち国債・投資信託の販売残高は、前中間連結会計期間末比271億円増加し、9月末残高は2,700億円となりました。この他、個人年金保険は、収入保険料で前中間連結会計期間末比337億円増加し、平成14年10月の取扱い開始以来の取扱累計額は1,294億円となりました。

**貸出金**につきましては、地域の発展により一層貢献するため、中小企業向け貸出金を中心として取組みを強化しましたが、地方公共団体等への貸出金が大きく減少したことから貸出金残高は、前中間連結会計期間末比35億円減少し、9月末残高は1兆5,902億円となりました。

また、**有価証券**につきましては、市場動向に留意しながら、資金の効率的運用に努めました結果、前中間連結会計期間末比318億円増加し、9月末残高は7,246億円となりました。

当中間連結会計期間の損益につきましては、経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金が増収となり、また、役務取引等収益も好調さを持続したことから前中間連結会計期間比36億77百万円増収の405億32百万円となりました。

一方、経常費用は、市場金利上昇により預金利息が大幅に増加し、資金調達費用が増加したことから、前中間連結会計期間比18億19百万円増加の311億33百万円となりました。

この結果、経常利益は、前中間連結会計期間比18億57百万円増益の93億98百万円となりました。中間純利益は、会計処理基準の変更に伴い特別損失を計上したことなどから、前中間連結会計期間比2億7百万円減益の39億83百万円となりました。

なお、自己資本比率につきましては、9月末現在の連結自己資本比率（国内基準）は、11.85%（うち基本的項目だけで算出するTier 1比率9.78%）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ①銀行業

銀行業の経常収益は資金運用収益の増収を主因に、前中間連結会計期間比36億59百万円増収の338億99百万円、経常利益は有価証券関係損益が改善したことなどから、前中間連結会計期間比18億8百万円増益の91億4百万円となりました。

## ②リース業

リース業の経常収益は、前中間連結会計期間比22百万円増収の67億99百万円、経常利益は貸倒引当金繰入額等の減少などから、前中間連結会計期間比49百万円増益の3億7百万円となりました。

## (2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、コールローン等の運用が増加したことなどから、9月末残高は前連結会計年度末比134億29百万円減少し、332億17百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動による資金は、前中間連結会計期間に比べて312億48百万円増加し、55億53百万円の支出となりました。これは、主に貸出金の減少によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動による資金は、前中間連結会計期間に比べて192億99百万円減少し、55億75百万円の支出となりました。これは、主に有価証券の取得による支出の増加によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動による資金は、前中間連結会計期間に比べて65億56百万円減少し、23億円の支出となりました。これは、主に自己株式の売却による収入の減少によるものであります。

(注)「事業の状況」に記載の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(3) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、前中間連結会計期間と比較して貸出金利息収入などの資金運用収益が増加したことから2億円増益の208億円、役務取引等収支は、前中間連結会計期間と比較して預かり資産営業による役務取引等収益の増加から2億円増益の38億円、その他業務収支は、前中間連結会計期間と比較して国債等関係費用などのその他業務費用が減少したことから11億円増益の△2億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	19,804	742	—	20,547
	当中間連結会計期間	20,183	621	—	20,805
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	20,964	3,223	59	24,129
	当中間連結会計期間	23,455	3,807	222	27,040
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	1,159	2,481	59	3,581
	当中間連結会計期間	3,271	3,186	222	6,235
信託報酬	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,538	28	—	3,567
	当中間連結会計期間	3,807	26	—	3,834
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,183	51	—	4,234
	当中間連結会計期間	4,453	52	—	4,506
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	644	23	—	667
	当中間連結会計期間	645	25	—	671
その他業務収支	前中間連結会計期間	△732	△610	—	△1,342
	当中間連結会計期間	17	△240	—	△222
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	7,815	25	—	7,840
	当中間連結会計期間	7,797	244	—	8,042
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	8,547	636	—	9,183
	当中間連結会計期間	7,780	484	—	8,264

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3 資金調達費用は金銭の信託運用見合額の利息(前中間連結会計期間6百万円、当中間連結会計期間一百万円)を控除して表示しております。

(4) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

① 国内業務部門

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は、前中間連結会計期間と比較して貸出金及び有価証券が増加した結果、543億円増加の2兆3,356億円となりました。

また、資金調達勘定の平均残高は、前中間連結会計期間と比較して預金及び譲渡性預金が増加した結果、212億円増加の2兆2,654億円となりました。

利回りでは、資金運用利回りは、貸出金利回りの上昇により、前中間連結会計期間と比較して0.17%上昇の2.00%となり、資金調達利回りは、預金利回りの上昇により、前中間連結会計期間と比較して0.18%上昇の0.28%となりました。

この結果、資金運用利息は、前中間連結会計期間と比較して24億円増収の234億円、資金調達利息は、前中間連結会計期間と比較して21億円増加の32億円となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,281,308	20,964	1.83
	当中間連結会計期間	2,335,644	23,455	2.00
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,559,711	16,388	2.09
	当中間連結会計期間	1,564,476	18,059	2.30
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	2,662	6	0.46
	当中間連結会計期間	3,612	9	0.52
うち有価証券	前中間連結会計期間	533,730	4,423	1.65
	当中間連結会計期間	563,614	4,901	1.73
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	51,382	44	0.17
	当中間連結会計期間	52,907	147	0.55
うち預け金	前中間連結会計期間	482	0	0.04
	当中間連結会計期間	353	0	0.26
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,244,221	1,159	0.10
	当中間連結会計期間	2,265,452	3,271	0.28
うち預金	前中間連結会計期間	2,087,931	653	0.06
	当中間連結会計期間	2,096,622	2,598	0.24
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	116,345	104	0.17
	当中間連結会計期間	125,786	333	0.52
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	3,431	0	0.03
	当中間連結会計期間	81	0	0.49
うち借入金	前中間連結会計期間	33,792	244	1.44
	当中間連結会計期間	27,238	210	1.54

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引であります。

2 平均残高は日々の残高の平均に基づいて算出しております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間23,319百万円、当中間連結会計期間5,767百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間12,818百万円、当中間連結会計期間一百万円)及び利息(前中間連結会計期間6百万円、当中間連結会計期間一百万円)をそれぞれ控除して表示しております。



② 国際業務部門

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は、前中間連結会計期間と比較してコールローン及び買入手形が増加したことから、164億円増加の1,682億円となりました。

また、資金調達勘定の平均残高は、前中間連結会計期間と比較してコールマネー及び売渡手形が増加したことから、133億円増加の1,629億円となりました。

利回りでは、資金運用利回りは、有価証券利回りが上昇したことから前中間連結会計期間と比較して0.28%上昇の4.51%となり、資金調達利回りは、コールマネー及び売渡手形利回りの上昇などから前中間連結会計期間と比較して0.60%上昇の3.90%となりました。

この結果、資金運用利息は、前中間連結会計期間と比較して5億円増収の38億円、資金調達利息は、前中間連結会計期間と比較して7億円増加の31億円となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	151,857	3,223	4.23
	当中間連結会計期間	168,296	3,807	4.51
うち貸出金	前中間連結会計期間	10,812	299	5.53
	当中間連結会計期間	11,054	302	5.45
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	118,344	2,369	3.99
	当中間連結会計期間	123,168	2,662	4.31
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	19,853	521	5.23
	当中間連結会計期間	30,700	801	5.20
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	149,593	2,481	3.30
	当中間連結会計期間	162,908	3,186	3.90
うち預金	前中間連結会計期間	13,523	205	3.03
	当中間連結会計期間	10,536	155	2.93
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	14,538	332	4.55
	当中間連結会計期間	20,975	500	4.76
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1 国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 平均残高は日々の残高の平均に基づいて算出しております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間29百万円、当中間連結会計期間24百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間一百万円、当中間連結会計期間一百万円)及び利息(前中間連結会計期間一百万円、当中間連結会計期間一百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

4 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,433,166	121,524	2,311,641	24,188	59	24,129	2.08
	当中間連結会計期間	2,503,940	131,389	2,372,550	27,263	222	27,040	2.27
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,570,523	—	1,570,523	16,688	—	16,688	2.11
	当中間連結会計期間	1,575,530	—	1,575,530	18,361	—	18,361	2.32
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	2,662	—	2,662	6	—	6	0.46
	当中間連結会計期間	3,612	—	3,612	9	—	9	0.52
うち有価証券	前中間連結会計期間	652,075	—	652,075	6,792	—	6,792	2.07
	当中間連結会計期間	686,783	—	686,783	7,563	—	7,563	2.19
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	71,235	—	71,235	565	—	565	1.58
	当中間連結会計期間	83,607	—	83,607	949	—	949	2.26
うち預け金	前中間連結会計期間	482	—	482	0	—	0	0.04
	当中間連結会計期間	353	—	353	0	—	0	0.26
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,393,815	121,524	2,272,290	3,641	59	3,581	0.31
	当中間連結会計期間	2,428,360	131,389	2,296,970	6,457	222	6,235	0.54
うち預金	前中間連結会計期間	2,101,454	—	2,101,454	858	—	858	0.08
	当中間連結会計期間	2,107,159	—	2,107,159	2,753	—	2,753	0.26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	116,345	—	116,345	104	—	104	0.17
	当中間連結会計期間	125,786	—	125,786	333	—	333	0.52
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	17,970	—	17,970	332	—	332	3.69
	当中間連結会計期間	21,057	—	21,057	501	—	501	4.74
うち借入金	前中間連結会計期間	33,792	—	33,792	244	—	244	1.44
	当中間連結会計期間	27,238	—	27,238	210	—	210	1.54

(注) 1 平均残高は日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間23,349百万円、当中間連結会計期間5,791百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間12,818百万円、当中間連結会計期間一百万円)及び利息(前中間連結会計期間6百万円、当中間連結会計期間一百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

3 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

## (5) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、前中間連結会計期間と比較して預かり資産の取扱高の増加による証券関連業務の収益増加を主因に2億円増収の45億円、役務取引等費用は前中間連結会計期間と比較して横這いの6億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,183	51	4,234
	当中間連結会計期間	4,453	52	4,506
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	912	—	912
	当中間連結会計期間	898	—	898
うち為替業務	前中間連結会計期間	989	50	1,040
	当中間連結会計期間	950	51	1,002
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	665	—	665
	当中間連結会計期間	976	—	976
うち代理業務	前中間連結会計期間	989	—	989
	当中間連結会計期間	1,036	—	1,036
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	42	—	42
	当中間連結会計期間	41	—	41
うち保証業務	前中間連結会計期間	10	0	11
	当中間連結会計期間	14	0	14
役務取引等費用	前中間連結会計期間	644	23	667
	当中間連結会計期間	645	25	671
うち為替業務	前中間連結会計期間	189	14	203
	当中間連結会計期間	190	15	205

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

## (6) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

## ○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,083,128	18,877	2,102,006
	当中間連結会計期間	2,086,797	12,601	2,099,398
うち流動性預金	前中間連結会計期間	893,466	—	893,466
	当中間連結会計期間	882,436	—	882,436
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,173,002	—	1,173,002
	当中間連結会計期間	1,191,131	—	1,191,131
うちその他	前中間連結会計期間	16,659	18,877	35,536
	当中間連結会計期間	13,230	12,601	25,831
譲渡性預金	前中間連結会計期間	105,177	—	105,177
	当中間連結会計期間	116,435	—	116,435
総合計	前中間連結会計期間	2,188,306	18,877	2,207,184
	当中間連結会計期間	2,203,232	12,601	2,215,833

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

- 2 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金  
定期性預金=定期預金+定期積金

## (7) 国内店業種別貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内店 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,593,762	100.00	1,590,201	100.00
製造業	234,962	14.74	243,895	15.34
農業	8,473	0.53	6,491	0.41
林業	401	0.02	381	0.02
漁業	1,120	0.07	1,040	0.07
鉱業	2,773	0.17	1,417	0.09
建設業	97,798	6.14	95,023	5.98
電気・ガス・熱供給・水道業	7,035	0.44	9,531	0.60
情報通信業	8,421	0.53	8,884	0.56
運輸業	69,264	4.35	67,475	4.24
卸売・小売業	242,511	15.22	251,300	15.80
金融・保険業	11,413	0.72	8,157	0.51
不動産業	181,491	11.39	190,595	11.99
各種サービス業	239,387	15.02	238,612	15.00
地方公共団体	115,912	7.27	101,529	6.38
その他	372,787	23.39	365,861	23.01
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,593,762	—	1,590,201	—

## ② 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成18年9月30日	—	—
	合計	—
	(資産の総額に対する割合：%)	(—)
平成19年9月30日	—	—
	合計	—
	(資産の総額に対する割合：%)	(—)

## (8) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

## ○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	235,459	—	235,459
	当中間連結会計期間	247,653	—	247,653
地方債	前中間連結会計期間	119,513	—	119,513
	当中間連結会計期間	121,385	—	121,385
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	112,144	—	112,144
	当中間連結会計期間	116,949	—	116,949
株式	前中間連結会計期間	86,005	—	86,005
	当中間連結会計期間	87,380	—	87,380
その他の証券	前中間連結会計期間	24,632	115,057	139,689
	当中間連結会計期間	25,685	125,616	151,301
合計	前中間連結会計期間	577,754	115,057	692,811
	当中間連結会計期間	599,054	125,616	724,670

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券等を含んでおります。

## (9) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社であります。信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	95	97.91	95	97.90
現金預け金	2	2.09	2	2.10
合計	97	100.00	97	100.00

負債				
科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	97	100.00	97	100.00
合計	97	100.00	97	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間末一百万円、当中間連結会計期間末一百万円

2 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間末及び当中間連結会計期間末の取扱残高はありません。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

## 1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	21,601	23,282	1,680
経費(除く臨時処理分)	14,575	14,564	△11
人件費	7,447	7,421	△25
物件費	6,315	6,299	△15
税金	812	843	30
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	7,026	8,718	1,691
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7,026	8,718	1,691
コア業務純益(除く債券関係損益)	8,651	9,647	995
一般貸倒引当金繰入額	—	△1,547	△1,547
業務純益	7,026	10,266	3,239
うち債券関係損益	△1,625	△929	696
臨時損益	△194	△1,619	△1,424
株式関係損益	23	464	440
不良債権処理損失	136	2,142	2,006
貸出金償却	10	9	△1
個別貸倒引当金繰入額	—	2,080	2,080
その他の債権売却損等	125	51	△73
その他臨時損益	△82	58	140
経常利益	6,831	8,646	1,814
特別損益	291	△1,152	△1,443
うち貸倒引当金取崩額	401	—	△401
うち固定資産処分損益	△14	△56	△42
うち減損損失	249	189	△60
うち役員退職慰労引当金繰入額	—	700	700
うち睡眠預金払戻損失引当金繰入額	—	354	354
税引前中間純利益	7,122	7,494	371
法人税、住民税及び事業税	1,343	4,587	3,244
法人税等調整額	1,612	△1,075	△2,688
中間純利益	4,166	3,981	△185

(注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役員取引等収支+その他業務収支

2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却

6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.81	1.98	0.17
(イ)貸出金利回	2.08	2.29	0.21
(ロ)有価証券利回	1.61	1.68	0.07
(2) 資金調達原価 ②	1.37	1.54	0.17
(イ)預金等利回	0.06	0.26	0.20
(ロ)外部負債利回	1.68	2.33	0.65
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.44	0.44	0.00

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	9.01	10.49	1.48
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	9.01	10.49	1.48
業務純益ベース	9.01	12.35	3.34
中間純利益ベース	5.34	4.79	△0.55

(注) 分母となる純資産平均残高は、(期首純資産の部+中間期末純資産の部)÷2を使用しております。

## 4 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	2,106,270	2,103,035	△3,235
預金(平残)	2,105,866	2,110,274	4,407
貸出金(末残)	1,594,271	1,590,995	△3,276
貸出金(平残)	1,570,426	1,575,433	5,007

### (2) 個人・法人別預金残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,540,305	1,559,540	19,234
法人	469,673	452,276	△17,396
合計	2,009,978	2,011,816	1,838

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

### (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	300,122	296,637	△3,484
住宅ローン残高	268,442	267,860	△581
その他ローン残高	31,679	28,777	△2,902

### (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	1,388,354	1,404,529	16,175
総貸出金残高	②	百万円	1,594,271	1,590,995	△3,276
中小企業等貸出金比率	①/②	%	87.08	88.27	1.19
中小企業等貸出先件数	③	件	96,705	93,703	△3,002
総貸出先件数	④	件	96,878	93,871	△3,007
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.82	99.82	0.00

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

## 5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

### ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	116	748	115	926
保証	425	10,766	374	7,509
計	541	11,514	489	8,436

(注) 有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ2,830百万円減少します。

[次へ](#)



## (自己資本比率の状況)

## (参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

## 連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	23,452	23,452
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	16,232	16,232
	利益剰余金	88,110	93,414
	自己株式(△)	178	30
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	957	829
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	7,635	8,026
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	134,296	140,266
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	4,042	4,035
	一般貸倒引当金	11,284	8,811
	負債性資本調達手段等	23,320	17,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	23,320	17,000
	計	38,647	29,847
うち自己資本への算入額 (B)	36,644	29,847	
控除項目	控除項目(注4) (C)	75	37

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	170,865	170,075
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,475,129	1,326,071
	オフ・バランス取引等項目	10,030	15,495
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	1,341,566
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F) ( (G) / 8%)	—	92,468
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	7,397
	計 (E) + (F) (注5) (H)	1,485,159	1,434,034
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		11.50	11.85
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		—	9.78

(注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	23,452	23,452
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	16,232	16,232
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	14,064	14,064
	その他利益剰余金	72,071	77,357
	その他	—	—
	自己株式(△)	176	30
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	958	829
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	124,686	130,247
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	4,042	4,035
	一般貸倒引当金	10,188	8,023
	負債性資本調達手段等	23,320	17,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	23,320	17,000
	計	37,551	29,058
	うち自己資本への算入額 (B)	36,445	29,058
控除項目	控除項目(注4) (C)	75	37
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	161,057	159,268
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,443,323	1,294,820
	オフ・バランス取引等項目	10,030	15,495
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	1,310,315
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F) ( (G) / 8%)	—	87,646
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	7,011
計 (E) + (F) (注5) (H)	1,453,353	1,397,962	
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		11.08	11.39
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		—	9.31

- (注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

- 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
- 2 危険債権  
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。
- 3 要管理債権  
要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
- 4 正常債権  
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,240	10,324
危険債権	20,272	26,189
要管理債権	14,284	15,669
正常債権	1,563,556	1,552,660

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

金融界を取り巻く環境は、ゆうちょ銀行の誕生、地銀再編などの競争環境の激化に加え、金融商品取引法の施行、保険窓販の全面解禁など金融界に大きな影響を及ぼす制度変更もあり、従来にも増して激しい変化に直面しております。

当行は、このような環境の変化に迅速・果敢に対処し、経営方針「お客さま第一」を徹底し、「真に」お客さまの視点に立った施策を実行してまいります。

そして、持続的な成長に向け、当行の強みである中小企業向け融資を中心とした本業での収益力強化を図ることで、現経営計画の目標計数であるコア業務純益180億円を安定的に確保し、さらには高い目標が展望できる仕組み作りを行ってまいります。

併せて、法令等遵守の徹底による「コンプライアンス態勢」の強化、統合的リスク管理態勢の充実による「リスク管理態勢」の高度化等により、内部統制システムを一層充実させ、「コーポレート・ガバナンス」の強化と企業価値向上に努めてまいります。

また、当行は地域金融機関として、「地域密着型金融」を引き続き推進し、事業再生支援や事業承継などの経営相談支援機能の強化を図り、地域経済への貢献に向けた取組みを一層強化してまいります。

こうした取組みにより、阿波銀行グループが一丸となり、地域において「必要とされ、頼りがいのある」存在となり、「質の高いサービスを提供する地域密着総合金融サービス業」として、株主・お客さま・地域社会等から信頼される経営体質の構築に全力を尽くしてまいります。

## 4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

## 5 【研究開発活動】

該当ありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	237,000,000	237,000,000	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	—
計	237,000,000	237,000,000	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年8月31日 (注)	△2,800	237,000	—	23,452,885	—	16,232,782

(注) 自己株式の消却であります。

## (5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	8,000	3.37
株式会社大塚製薬工場	鳴門市撫養町立岩字芥原115番地	7,926	3.34
阿波銀行従業員持株会	徳島市西船場町二丁目24番地の1	6,680	2.81
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	6,172	2.60
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	5,700	2.40
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5,394	2.27
大塚製薬株式会社	東京都千代田区神田司町二丁目9番地	4,661	1.96
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	4,560	1.92
大昭興業株式会社	徳島市東大工町三丁目16番地	4,169	1.75
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	3,725	1.57
計	—	56,989	24.04

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 5,394千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 4,560千株

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 54,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 234,738,000	234,738	—
単元未満株式	普通株式 2,208,000	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	237,000,000	—	—
総株主の議決権	—	234,738	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ12,000株(議決権12個)及び900株含まれております。

2 上記の「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式275株が含まれております。



## ② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 当行	徳島市西船場町二丁目24 番地の1	54,000	—	54,000	0.02
計	—	54,000	—	54,000	0.02

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	676	669	650	627	574	573
最低(円)	637	626	610	551	501	511

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

### (1) 新任役員

該当ありません。

### (2) 退任役員

該当ありません。

### (3) 役職の異動

該当ありません。

## 第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※7	61,877	2.49	33,834	1.35	47,095	1.87
コールローン及び買入手形		41,950	1.69	53,910	2.16	23,212	0.92
買入金銭債権		13,509	0.54	16,616	0.67	20,868	0.83
商品有価証券		2,859	0.12	2,368	0.09	3,635	0.14
有価証券	※1,7, 14	692,811	27.92	724,670	29.02	728,406	28.92
貸出金	※2,3, 4,5,6, 8	1,593,762	64.22	1,590,201	63.67	1,620,954	64.35
外国為替	※6	3,384	0.14	2,239	0.09	2,580	0.10
その他資産	※7	12,349	0.50	14,839	0.59	14,998	0.60
有形固定資産	※9, 10,11	61,973	2.50	61,586	2.47	61,705	2.45
無形固定資産		5,456	0.22	5,130	0.21	5,370	0.21
繰延税金資産		2,204	0.09	1,607	0.06	2,074	0.08
支払承諾見返	※14	11,514	0.46	8,436	0.34	8,884	0.35
貸倒引当金		△21,977	△0.89	△17,961	△0.72	△20,696	△0.82
資産の部合計		2,481,678	100.00	2,497,481	100.00	2,519,090	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	2,102,006	84.70	2,099,398	84.06	2,118,660	84.10
譲渡性預金		105,177	4.24	116,435	4.66	118,355	4.70
コールマネー及び売渡手形		7,942	0.32	17,392	0.70	12,832	0.51
借入金	※12	32,930	1.33	26,989	1.08	27,287	1.08
外国為替		5	0.00	3	0.00	5	0.00
社債	※13	15,000	0.61	15,000	0.60	15,000	0.60
その他負債		21,635	0.87	24,642	0.99	22,365	0.89
賞与引当金		27	0.00	25	0.00	25	0.00
役員賞与引当金		—	—	11	0.00	35	0.00
退職給付引当金		6,719	0.27	6,683	0.27	6,634	0.26
役員退職慰労引当金		—	—	753	0.03	—	—
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	297	0.01	—	—
繰延税金負債		4,688	0.19	3,112	0.12	7,590	0.30
再評価に係る繰延税金負債	※9	4,224	0.17	4,174	0.17	4,175	0.17
支払承諾	※14	11,514	0.46	8,436	0.34	8,884	0.35
負債の部合計		2,311,872	93.16	2,323,356	93.03	2,341,853	92.96

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		23,452	0.95	23,452	0.94	23,452	0.93
資本剰余金		16,232	0.65	16,232	0.65	16,232	0.65
利益剰余金		88,110	3.55	93,414	3.74	91,954	3.65
自己株式		△178	△0.01	△30	△0.00	△199	△0.01
株主資本合計		127,618	5.14	133,069	5.33	131,441	5.22
その他有価証券評価差額金		29,704	1.20	28,142	1.13	33,180	1.32
繰延ヘッジ損益		11	0.00	20	0.00	26	0.00
土地再評価差額金	※9	4,758	0.19	4,793	0.19	4,722	0.19
評価・換算差額等合計		34,474	1.39	32,956	1.32	37,929	1.51
少数株主持分		7,713	0.31	8,098	0.32	7,866	0.31
純資産の部合計		169,806	6.84	174,124	6.97	177,237	7.04
負債及び純資産の部合計		2,481,678	100.00	2,497,481	100.00	2,519,090	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		36,854	100.00	40,532	100.00	77,129	100.00
資金運用収益		24,129		27,040		49,354	
(うち貸出金利息)		(16,688)		(18,361)		(34,344)	
(うち有価証券利息配当金)		(6,798)		(7,573)		(13,840)	
信託報酬		—		—		0	
役務取引等収益		4,234		4,506		8,639	
その他業務収益		7,840		8,042		16,052	
その他経常収益		649		943		3,083	
経常費用		29,314	79.54	31,133	76.81	60,833	78.87
資金調達費用		3,587		6,235		8,195	
(うち預金利息)		(858)		(2,753)		(2,652)	
役務取引等費用		667		671		1,348	
その他業務費用		9,183		8,264		16,938	
営業経費		15,258		15,161		29,744	
その他経常費用	※1	615		800		4,606	
経常利益		7,540	20.46	9,398	23.19	16,295	21.13
特別利益		271	0.74	152	0.38	399	0.51
固定資産処分益		6		1		8	
償却債権取立益		156		150		390	
貸倒引当金取崩額		108		—		—	
特別損失		271	0.74	1,312	3.24	479	0.62
固定資産処分損		21		58		45	
減損損失	※2	249		189		433	
役員退職慰労引当金繰入額		—		710		—	
睡眠預金払戻損失引当金繰入額		—		354		—	
税金等調整前中間(当期)純利益		7,540	20.46	8,238	20.33	16,215	21.02
法人税、住民税及び事業税		1,344	3.65	4,598	11.35	4,441	5.76
法人税等調整額		1,785	4.84	△597	△1.48	2,469	3.20
少数株主利益		219	0.60	253	0.63	368	0.48
中間(当期)純利益		4,190	11.37	3,983	9.83	8,936	11.58

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	23,452	16,235	85,053	△5,022	119,720
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△693		△693
役員賞与(注)			△35		△35
中間純利益			4,190		4,190
自己株式の取得				△27	△27
自己株式の処分		46		4,253	4,299
自己株式の消却		△49	△567	617	—
土地再評価差額金の取崩			163		163
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△3	3,057	4,843	7,898
平成18年9月30日残高(百万円)	23,452	16,232	88,110	△178	127,618

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	27,666	—	4,922	32,588	6,961	159,270
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						△693
役員賞与(注)						△35
中間純利益						4,190
自己株式の取得						△27
自己株式の処分						4,299
自己株式の消却						—
土地再評価差額金の取崩						163
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	2,038	11	△163	1,886	751	2,638
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	2,038	11	△163	1,886	751	10,536
平成18年9月30日残高(百万円)	29,704	11	4,758	34,474	7,713	169,806

(注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	23,452	16,232	91,954	△199	131,441
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△838		△838
中間純利益			3,983		3,983
自己株式の取得				△1,448	△1,448
自己株式の処分		0		3	3
自己株式の消却		△0	△1,614	1,614	—
土地再評価差額金の取崩			△70		△70
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	1,459	168	1,628
平成19年9月30日残高(百万円)	23,452	16,232	93,414	△30	133,069

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	33,180	26	4,722	37,929	7,866	177,237
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						△838
中間純利益						3,983
自己株式の取得						△1,448
自己株式の処分						3
自己株式の消却						—
土地再評価差額金の取崩						△70
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△5,037	△5	70	△4,972	231	△4,741
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△5,037	△5	70	△4,972	231	△3,113
平成19年9月30日残高(百万円)	28,142	20	4,793	32,956	8,098	174,124

(注)平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。



Ⅲ 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	23,452	16,235	85,053	△5,022	119,720
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当 (注)			△1,651		△1,651
役員賞与 (注)			△35		△35
当期純利益			8,936		8,936
自己株式の取得				△52	△52
自己株式の処分		66		4,258	4,324
自己株式の消却		△69	△547	617	—
土地再評価差額金の取崩			199		199
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	△3	6,901	4,822	11,721
平成19年3月31日残高(百万円)	23,452	16,232	91,954	△199	131,441

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	27,666	—	4,922	32,588	6,961	159,270
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当 (注)						△1,651
役員賞与 (注)						△35
当期純利益						8,936
自己株式の取得						△52
自己株式の処分						4,324
自己株式の消却						—
土地再評価差額金の取崩						199
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	5,514	26	△199	5,341	904	6,246
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	5,514	26	△199	5,341	904	17,967
平成19年3月31日残高(百万円)	33,180	26	4,722	37,929	7,866	177,237

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目及び平成18年11月取締役会決議による中間配当であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 の連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		7,540	8,238	16,215
減価償却費		6,468	6,480	13,024
減損損失		249	189	433
貸倒引当金の増加額 又は減少額(△)		△1,825	△2,734	△3,106
賞与引当金の増加額 又は減少額(△)		△6	△0	△7
役員賞与引当金の増加額 又は減少額(△)		—	△24	35
退職給付引当金の増加額 又は減少額(△)		137	49	52
役員退職慰労引当金の増加 額又は減少額(△)		—	753	—
睡眠預金払戻損失引当金の 増加額又は減少額(△)		—	297	—
資金運用収益		△24,129	△27,040	△49,354
資金調達費用		3,587	6,235	8,195
有価証券関係損益(△)		1,482	463	△419
金銭の信託の運用損益(△)		△15	—	△15
為替差損益(△)		△1,495	132	△3,200
固定資産処分損益(△)		14	57	37
商品有価証券の純増(△)減		△385	1,267	△1,161
貸出金の純増(△)減		△37,185	30,753	△64,377
預金の純増減(△)		48,847	△19,261	65,500
譲渡性預金の純増減(△)		956	△1,920	14,133
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減(△)		△26	△297	△668
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		△618	△168	△71
コールローン等の純増(△)減		△43,044	△26,427	△31,662
コールマネー等の純増減(△)		△7,988	4,560	△3,097
外国為替(資産)の純増(△)減		△1,092	96	△421
外国為替(負債)の純増減(△)		1	△2	1
資金運用による収入		23,052	27,555	48,263
資金調達による支出		△3,122	△5,177	△6,863
その他		△5,004	△7,103	△11,350
小計		△33,601	△3,028	△9,883
法人税等の支払額		△3,200	△2,524	△5,104
営業活動による キャッシュ・フロー		△36,801	△5,553	△14,988

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 の連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△130,040	△147,905	△294,824
有価証券の売却による収入		92,467	114,371	170,639
有価証券の償還による収入		38,632	28,669	96,280
金銭の信託の減少による収入		12,974	—	12,974
有形固定資産の取得による 支出		△498	△667	△1,686
有形固定資産の除却による 支出		△2	△52	△13
有形固定資産の売却による 収入		191	8	279
投資活動による キャッシュ・フロー		13,724	△5,575	△16,350
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済 による支出		—	—	△5,000
配当金の支払額		△693	△838	△1,651
少数株主への配当金の支払額		△16	△16	△16
自己株式の取得による支出		△27	△1,448	△52
自己株式の売却による収入		4,993	3	5,004
財務活動による キャッシュ・フロー		4,256	△2,300	△1,716
IV 現金及び現金同等物 に係る換算差額		0	0	0
V 現金及び現金同等物 の増加額又は減少額(△)		△18,819	△13,429	△33,054
VI 現金及び現金同等物 の期首残高		79,702	46,647	79,702
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		60,882	33,217	46,647

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 4社 連結子会社名 阿波銀ビジネスサービス株式会社 阿波銀リース株式会社 阿波銀保証株式会社 阿波銀カード株式会社 (2) 非連結子会社 0社	(1) 同左  (2) 同左	(1) 連結子会社 4社 連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。  (2) 同左
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 0社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 0社 (4) 持分法非適用の関連会社 0社	(1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左	(1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 4社	同左	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 4社
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 当行の保有する商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについて、株式は中間連結会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、株式以外は中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについて、株式は連結会計年度末前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、株式以外は連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
	(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備及び構築物を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：19年～50年 動産：4年～8年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備及び構築物を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：19年～50年 動産：4年～8年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備及び構築物を除く。))については、定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：19年～50年 動産：4年～8年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
	②無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社における利用可能	②無形固定資産 同左	②無形固定資産 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	期間(5年)に基づいて償却しております。		
	(5) 繰延資産の処理方法 当行の株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	—	(5) 繰延資産の処理方法 当行の株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
	(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、資産の自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績	(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、資産の自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績	(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、資産の自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社は、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、15,439百万円であります。</p>	<p>率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社は、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、19,559百万円であります。</p>	<p>率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社は、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、18,065百万円であります。</p>
	(7) 賞与引当金の計上基準 連結子会社の賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(7) 賞与引当金の計上基準 同左	(7) 賞与引当金の計上基準 連結子会社の賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	—	(8) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
			金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は35百万円増加し、税金等調整前当期純利益は35百万円減少しております。
	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>
	—	<p>(10) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監</p>	—



	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、営業経費は43百万円、特別損失は710百万円それぞれ増加し、経常利益は43百万円、税金等調整前中間純利益は753百万円それぞれ減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	
	—	<p>(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見積額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、睡眠預金払戻損失は、支出時に費用処理をしておりましたが、「監査・保証実務委員会報告第42号」が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は56百万円減少、特別損失は354百万円増加し、経常利益は56百万円増加、税金等調整前中間純利益は297百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	—
	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(13)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13)リース取引の処理方法 同左	(13)リース取引の処理方法 同左
	(14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価してしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしてしております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロ	(14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価してしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしてしております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロ	(14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価してしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしてしております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッ

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>ヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から9年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は28百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の負債については、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p>	<p>ヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から9年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は9百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>ジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から9年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は16百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
	<p>(15)消費税等の会計処理</p> <p>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(15)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(15)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は162,081百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は169,344百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針) 企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。これにより、中間連結貸借対照表の「繰延税金資産」が217百万円減少し、中間連結損益計算書の「法人税等調整額」が217百万円増加しております。</p>	—

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年 4月28日)により改正され、平成18年 4月 1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 「その他資産」に含めて表示していたリース資産は、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の除却による支出」は「有形固定資産の除却による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,367百万円、延滞債権額は26,245百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は989百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,353百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に19,701百万円含まれております。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,463百万円、延滞債権額は31,660百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,435百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,270百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に20,951百万円含まれております。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,377百万円、延滞債権額は30,721百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,041百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,846百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,955百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は36,309百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 26,163百万円 担保資産に対応する債務 預金 7,822百万円 (日本銀行代理店契約によるもの) 上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券57,458百万円、預け金5百万円及びその他資産21百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2百万円、保証金は262百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、405,708百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが403,758百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるもの</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は52,829百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は35,430百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 36,287百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,090百万円 (日本銀行代理店契約によるもの) 上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券57,709百万円及びその他資産26百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は265百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、437,181百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが435,641百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるもの</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は52,985百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は38,943百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 36,289百万円 担保資産に対応する債務 預金 8,533百万円 (日本銀行代理店契約によるもの) 上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券57,673百万円、預け金5百万円及びその他資産21百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は265百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、462,462百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが460,322百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるもの</p>



前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>ではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>ではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>ではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>
<p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>
<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条のうち第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,414百万円</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条のうち第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,099百万円</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条のうち第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,559百万円</p>
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 93,474百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 91,310百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 92,958百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 831百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11 同左</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 831百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,600百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p> <p>—</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,600百万円が含まれております。</p> <p>※13 同左</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,040百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ2,830百万円減少します。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,600百万円が含まれております。</p> <p>※13 同左</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,060百万円であります。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ3,060百万円減少しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																		
<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却28百万円及び株式等償却251百万円を含んでおります。</p> <p>※2 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の事業用資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額249百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">稼働資産</td> <td rowspan="2">徳島県内</td> <td rowspan="2">営業店舗</td> <td>土地及</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>び建物</td> <td>(うち土地 5百万円) 6百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td rowspan="2">徳島県内</td> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td>土地及</td> <td>237百万円</td> </tr> <tr> <td>び建物</td> <td>(うち土地 177百万円) 60百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>249百万円 (うち土地 182百万円) (うち建物 67百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働資産	徳島県内	営業店舗	土地及	11百万円	び建物	(うち土地 5百万円) 6百万円	遊休資産	徳島県内	遊休資産	土地及	237百万円	び建物	(うち土地 177百万円) 60百万円	合計				249百万円 (うち土地 182百万円) (うち建物 67百万円)	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却32百万円、貸倒引当金繰入額412百万円及び株式等償却104百万円を含んでおります。</p> <p>※2 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の事業用資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額189百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">稼働資産</td> <td rowspan="2">徳島県内</td> <td rowspan="2">営業店舗</td> <td>土地</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>1か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">稼働資産</td> <td rowspan="2">徳島県外</td> <td rowspan="2">営業店舗</td> <td>土地及</td> <td>183百万円</td> </tr> <tr> <td>び建物</td> <td>(うち土地 181百万円) 2百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>徳島県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>189百万円 (うち土地 187百万円) (うち建物 2百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>グルーピングの方法 資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>回収可能価額の算定方法 資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働資産	徳島県内	営業店舗	土地	3百万円	1か所		稼働資産	徳島県外	営業店舗	土地及	183百万円	び建物	(うち土地 181百万円) 2百万円	遊休資産	徳島県内	遊休資産	土地	2百万円				4か所		合計				189百万円 (うち土地 187百万円) (うち建物 2百万円)	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却66百万円、株式等償却252百万円を含んでおります。</p> <p>※2 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の事業用資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額433百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">稼働資産</td> <td rowspan="2">徳島県内</td> <td rowspan="2">営業店舗</td> <td>土地及</td> <td>191百万円</td> </tr> <tr> <td>び建物</td> <td>(うち土地 80百万円) 111百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td rowspan="2">徳島県内</td> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td>土地及</td> <td>242百万円</td> </tr> <tr> <td>び建物</td> <td>(うち土地 182百万円) 60百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>433百万円 (うち土地 262百万円) (うち建物 171百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>グルーピングの方法 同左</p> <p>回収可能価額の算定方法 同左</p>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働資産	徳島県内	営業店舗	土地及	191百万円	び建物	(うち土地 80百万円) 111百万円	遊休資産	徳島県内	遊休資産	土地及	242百万円	び建物	(うち土地 182百万円) 60百万円	合計				433百万円 (うち土地 262百万円) (うち建物 171百万円)
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																																																																																
稼働資産	徳島県内	営業店舗	土地及	11百万円																																																																																
			び建物	(うち土地 5百万円) 6百万円																																																																																
遊休資産	徳島県内	遊休資産	土地及	237百万円																																																																																
			び建物	(うち土地 177百万円) 60百万円																																																																																
合計				249百万円 (うち土地 182百万円) (うち建物 67百万円)																																																																																
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																																																																																
稼働資産	徳島県内	営業店舗	土地	3百万円																																																																																
			1か所																																																																																	
稼働資産	徳島県外	営業店舗	土地及	183百万円																																																																																
			び建物	(うち土地 181百万円) 2百万円																																																																																
遊休資産	徳島県内	遊休資産	土地	2百万円																																																																																
			4か所																																																																																	
合計				189百万円 (うち土地 187百万円) (うち建物 2百万円)																																																																																
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																																																																																
稼働資産	徳島県内	営業店舗	土地及	191百万円																																																																																
			び建物	(うち土地 80百万円) 111百万円																																																																																
遊休資産	徳島県内	遊休資産	土地及	242百万円																																																																																
			び建物	(うち土地 182百万円) 60百万円																																																																																
合計				433百万円 (うち土地 262百万円) (うち建物 171百万円)																																																																																

[次へ](#)

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	240,822	—	1,022	239,800	(注)1
合計	240,822	—	1,022	239,800	
自己株式					
普通株式	8,419	38	8,162	295	(注)2
合計	8,419	38	8,162	295	

(注)1 発行済株式の普通株式数の減少1,022千株は自己株式の消却であります。

2 自己株式の普通株式数の増加38千株は単元未満株式の取得によるものであります。自己株式の普通株式数の減少8,162千株は単元未満株式の売却4千株、売出しによる処分5,635千株、売出しに伴う第三者割当による処分1,500千株、消却1,022千株によるものであります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	698	3.00	平成18年3月31日	平成18年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	958	その他利益 剰余金	4.00	平成18年9月30日	平成18年12月8日

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	239,800	—	2,800	237,000	(注) 1
合 計	239,800	—	2,800	237,000	
自己株式					
普通株式	326	2,532	2,805	54	(注) 2
合 計	326	2,532	2,805	54	

(注) 1 発行済株式の普通株式数の減少2,800千株は自己株式の消却であります。

2 自己株式の普通株式数の増加2,532千株は単元未満株式の取得32千株及び自己株式の市場買付け2,500千株によるものであります。

自己株式の普通株式数の減少2,805千株は単元未満株式の売却5千株及び消却2,800千株によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	838	3.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月16日 取締役会	普通株式	829	その他利益 剰余金	3.50	平成19年9月30日	平成19年12月10日

### Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

#### 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	240,822	—	1,022	239,800	(注) 1
合計	240,822	—	1,022	239,800	
自己株式					
普通株式	8,419	76	8,169	326	(注) 2
合計	8,419	76	8,169	326	

(注) 1 発行済株式の普通株式数の減少1,022千株は自己株式の消却であります。

2 自己株式の普通株式数の増加76千株は単元未満株式の取得によるものであります。

自己株式の普通株式数の減少8,169千株は単元未満株式等の売却12千株、売出しによる処分5,635千株、売出しに伴う第三者割当による処分1,500千株、消却1,022千株によるものであります。

#### 2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	698	3.00	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	958	4.00	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	838	その他利益剰 余金	3.50	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

[次へ](#)

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位：百万円) 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 61,877 その他 △995 現金及び現金同等物 60,882	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位：百万円) 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 33,834 その他 △616 現金及び現金同等物 33,217	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位：百万円) 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 47,095 その他 △448 現金及び現金同等物 46,647

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側) ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 3百万円 その他 1百万円 合計 3百万円 減価償却累計額相当額 動産 1百万円 その他 1百万円 合計 1百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 2百万円 その他 1百万円 合計 2百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 49百万円 1年超 75百万円 合計 125百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・支払リース料 0百万円 ・減価償却費相当額 0百万円	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側) ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 6百万円 その他 1百万円 合計 6百万円 減価償却累計額相当額 動産 2百万円 その他 1百万円 合計 2百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 4百万円 その他 1百万円 合計 4百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 61百万円 1年超 79百万円 合計 140百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・支払リース料 0百万円 ・減価償却費相当額 0百万円	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側) ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び連結会計年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 6百万円 その他 1百万円 合計 6百万円 減価償却累計額相当額 動産 1百万円 その他 1百万円 合計 1百万円 連結会計年度末残高相当額 動産 4百万円 その他 1百万円 合計 4百万円 ・未経過リース料連結会計年度末残高相当額 1年内 49百万円 1年超 68百万円 合計 117百万円 (注) 未経過リース料連結会計年度末残高相当額は、未経過リース料連結会計年度末残高が有形固定資産の連結会計年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・当連結会計年度の支払リース料 0百万円 ・減価償却費相当額 0百万円

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																		
<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr><td>取得価額</td><td></td></tr> <tr><td>    その他資産</td><td>94,527百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>    その他資産</td><td>65,016百万円</td></tr> <tr><td>中間連結会計期間末残高</td><td></td></tr> <tr><td>    その他資産</td><td>29,510百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>11,432百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>22,869百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>34,301百万円</td></tr> </table> <p>(注) 1 転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は123百万円(うち1年内48百万円)であります。</p> <p>    なお、借手側の残高相当額はおおむね同一であり上記の借手側の注記「未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額」に含まれております。</p> <p>2 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いいため、受取利子込み法によっております。</p> <p>・受取リース料</p> <table> <tr><td></td><td>6,304百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費</p> <table> <tr><td></td><td>5,083百万円</td></tr> </table> <p>(減損損失について)</p> <p>    リース資産に配分された減損損失はないので、項目等の記載は省略しております。</p>	取得価額		その他資産	94,527百万円	減価償却累計額		その他資産	65,016百万円	中間連結会計期間末残高		その他資産	29,510百万円	1年内	11,432百万円	1年超	22,869百万円	合計	34,301百万円		6,304百万円		5,083百万円	<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr><td>取得価額</td><td></td></tr> <tr><td>    その他資産</td><td>91,286百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>    その他資産</td><td>61,950百万円</td></tr> <tr><td>中間連結会計期間末残高</td><td></td></tr> <tr><td>    その他資産</td><td>29,335百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>11,274百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>22,880百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>34,155百万円</td></tr> </table> <p>(注) 1 転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は137百万円(うち1年内60百万円)であります。</p> <p>    なお、借手側の残高相当額はおおむね同一であり上記の借手側の注記「未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額」に含まれております。</p> <p>2 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いいため、受取利子込み法によっております。</p> <p>3 その他資産は、動産及びその他の合計であります。</p> <p>・受取リース料</p> <table> <tr><td></td><td>6,231百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費</p> <table> <tr><td></td><td>5,008百万円</td></tr> </table> <p>(減損損失について)</p> <p>    同左</p>	取得価額		その他資産	91,286百万円	減価償却累計額		その他資産	61,950百万円	中間連結会計期間末残高		その他資産	29,335百万円	1年内	11,274百万円	1年超	22,880百万円	合計	34,155百万円		6,231百万円		5,008百万円	<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び連結会計年度末残高</p> <table> <tr><td>取得価額</td><td></td></tr> <tr><td>    その他資産</td><td>93,214百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>    その他資産</td><td>63,921百万円</td></tr> <tr><td>連結会計年度末残高</td><td></td></tr> <tr><td>    その他資産</td><td>29,293百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料連結会計年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>11,164百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>22,830百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>33,995百万円</td></tr> </table> <p>(注) 1 転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料連結会計年度末残高相当額は112百万円(うち1年内47百万円)であります。</p> <p>    なお、借手側の残高相当額はおおむね同一であり上記の借手側の注記「未経過リース料連結会計年度末残高相当額」に含まれております。</p> <p>2 未経過リース料連結会計年度末残高相当額は、未経過リース料連結会計年度末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の連結会計年度末残高等に占める割合が低いいため、受取利子込み法によっております。</p> <p>3 その他資産は、動産及びその他の合計であります。</p> <p>・当連結会計年度の受取リース料</p> <table> <tr><td></td><td>12,602百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費</p> <table> <tr><td></td><td>10,162百万円</td></tr> </table> <p>(減損損失について)</p> <p>    同左</p>	取得価額		その他資産	93,214百万円	減価償却累計額		その他資産	63,921百万円	連結会計年度末残高		その他資産	29,293百万円	1年内	11,164百万円	1年超	22,830百万円	合計	33,995百万円		12,602百万円		10,162百万円
取得価額																																																																				
その他資産	94,527百万円																																																																			
減価償却累計額																																																																				
その他資産	65,016百万円																																																																			
中間連結会計期間末残高																																																																				
その他資産	29,510百万円																																																																			
1年内	11,432百万円																																																																			
1年超	22,869百万円																																																																			
合計	34,301百万円																																																																			
	6,304百万円																																																																			
	5,083百万円																																																																			
取得価額																																																																				
その他資産	91,286百万円																																																																			
減価償却累計額																																																																				
その他資産	61,950百万円																																																																			
中間連結会計期間末残高																																																																				
その他資産	29,335百万円																																																																			
1年内	11,274百万円																																																																			
1年超	22,880百万円																																																																			
合計	34,155百万円																																																																			
	6,231百万円																																																																			
	5,008百万円																																																																			
取得価額																																																																				
その他資産	93,214百万円																																																																			
減価償却累計額																																																																				
その他資産	63,921百万円																																																																			
連結会計年度末残高																																																																				
その他資産	29,293百万円																																																																			
1年内	11,164百万円																																																																			
1年超	22,830百万円																																																																			
合計	33,995百万円																																																																			
	12,602百万円																																																																			
	10,162百万円																																																																			

[前へ](#)

[次へ](#)



(有価証券関係)

- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

#### I 前中間連結会計期間末

##### 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

##### 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	35,233	78,487	43,253
債券	460,501	463,232	2,731
国債	233,833	235,459	1,625
地方債	118,606	119,513	907
短期社債	—	—	—
社債	108,061	108,259	197
その他	147,474	151,484	4,010
合計	643,208	693,203	49,995

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式等について171百万円減損処理を行っております。なお、当行及び連結子会社は、株式等の減損に当たっては、時価が取得原価に比べて30%以上下落したものはすべて処理を行っております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	11,402
非上場内国債券	3,885
非上場株式	7,517

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	39,035	79,499	40,464
債券	479,495	482,248	2,752
国債	246,207	247,653	1,445
地方債	120,482	121,385	903
短期社債	—	—	—
社債	112,805	113,209	403
その他	163,173	167,261	4,088
合計	681,703	729,009	47,306

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式等について101百万円減損処理を行っております。なお、当行及び連結子会社は、株式等の減損に当たっては、時価が取得原価に比べて30%以上下落したものはすべて処理を行っております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	11,620
非上場内国債	3,740
非上場株式	7,880

III 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	3,635	5

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	37,619	85,194	47,575	47,675	100
債券	486,740	489,184	2,444	3,510	1,066
国債	242,670	243,925	1,254	1,839	584
地方債	130,647	131,465	817	1,054	237
短期社債	—	—	—	—	—
社債	113,421	113,793	372	616	244
その他	155,786	161,527	5,741	6,219	478
合計	680,145	735,906	55,760	57,406	1,645

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 3 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式等について163百万円減損処理を行っております。  
 なお、当行及び連結子会社は、株式等の減損処理に当たっては、時価が取得原価に比べて30%以上下落したものはすべて処理を行っております。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	172,633	3,081	2,522

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	11,758
非上場内国債券	3,870
非上場株式	7,888

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	52,790	223,177	161,210	55,876
国債	18,168	106,320	63,560	55,876
地方債	8,203	49,186	74,074	—
短期社債	—	—	—	—
社債	26,417	67,670	23,575	—
その他	5,803	88,357	38,239	—
合計	58,593	311,535	199,449	55,876

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	—	—	—

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	—	—	—

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	—	—

2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

(注) 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	—	—	—	—	—

(注) 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	49,995
その他有価証券	49,995
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	20,213
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	29,782
(△)少数株主持分相当額	77
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	29,704

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	47,306
その他有価証券	47,306
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	19,091
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	28,214
(△)少数株主持分相当額	72
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	28,142

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	55,760
その他有価証券	55,760
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	22,502
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	33,258
(△)少数株主持分相当額	77
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	33,180

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	27,068	△199	△199
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△199	△199

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	10,961	△506	△506
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△506	△506

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	5,000	△16	△16
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△16	△16

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

## II 当中間連結会計期間末

## (1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	20,460	△81	△81
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△81	△81

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	36,531	△128	△128
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△128	△128



(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	7,000	△1	△1
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	————	△1	△1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容及び利用目的

当行は、銀行全体の資産・負債に係る将来の金利変動、価格変動及び為替相場の変動等のリスクを回避しつつ、収益を確保するとともに多様な金融サービスに対するお客さまのニーズに応える目的から、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、為替予約取引及び債券先物取引等を行っております。

##### (2) 取引に対する取組方針

当行は、今後とも資産・負債の健全かつ効率的運営及びお客さまのニーズに応えるため、十分なリスク管理のもとでデリバティブ取引を利用する方針であります。

##### (3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクを内包しております。市場リスクは、取引対象物の市場価格等の将来の変動によって、その価値が変化することであり、信用リスクとは、取引相手方の倒産等により当初の契約が不履行となり、他の相手と再契約する際に差損(再構築コスト)が生じるリスクであります。

なお、当行のデリバティブ取引は、銀行業務の健全な運営に資するものに限定しており、仕組みが複雑で投機的な取引は行っておりません。

##### (4) 取引に係るリスク管理体制

当行は、デリバティブ取引の時価、評価損益、市場リスク及び信用リスクを常時把握し、当行のリスク管理諸規程に基づき市場取引に関する取引限度額を定め、取引執行部門と管理部門の双方でリスク管理を行っております。

また、担当部とは独立した部署(総合企画部企画課(注1))においてリスク量、損益状況等をモニターし、定期的にALM委員会(注2)に報告するとともに、今後の対応についても協議を行う等、リスク管理の一層の強化に努めております。

(注) 1 組織の改定により、平成19年6月28日に経営管理部経営管理課に変更しております。

2 組織の改定により、平成19年6月28日に経営管理委員会に変更しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	25,979	12,291	△136	△136
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	25,979	12,291	△136	△136
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△136	△136

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	21,688	15,079	△372	△372
	売建	13,053	7,961	△527	△527
	買建	8,635	7,118	154	154
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△372	△372

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## 2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	2,000	—	△1	△1
	売建	2,000	—	△1	△1
	買建	—	—	—	—
	債券先物オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△1	△1

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

## (5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	30,182	6,672	36,854	—	36,854
(2) セグメント間の内部 経常収益	57	103	161	(161)	—
計	30,239	6,776	37,015	(161)	36,854
経常費用	22,943	6,518	29,462	(148)	29,314
経常利益	7,295	258	7,553	(12)	7,540

(注) 1 事業区分は事業内容により区分しております。

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	33,832	6,699	40,532	—	40,532
(2) セグメント間の内部 経常収益	66	99	166	(166)	—
計	33,899	6,799	40,698	(166)	40,532
経常費用	24,794	6,491	31,286	(152)	31,133
経常利益	9,104	307	9,411	(13)	9,398

(注) 1 事業区分は事業内容により区分しております。

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (10) 役員退職慰労引当金の計上基準(会計方針の変更)」に記載のとおり、当中間連結会計期間から「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、当中間連結会計期間における経常費用は「銀行業」が42百万円増加し、経常利益が同額減少しております。また「リース業」における経常費用の増加及び経常利益の減少は軽微であります。

4 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準(会計方針の変更)」に記載のとおり、当中間連結会計期間から「監査・保証実務委員会報告第42号」が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、当中間連結会計期間における経常費用は「銀行業」が56百万円減少し、経常利益が同額増加しております。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	63,732	13,397	77,129	—	77,129
(2) セグメント間の内部 経常収益	113	205	319	(319)	—
計	63,845	13,603	77,448	(319)	77,129
経常費用	48,116	13,020	61,137	(304)	60,833
経常利益	15,729	582	16,311	(15)	16,295
II 資産、減価償却費、減損損失 及び資本的支出					
資産	2,494,465	33,280	2,527,746	(8,655)	2,519,090
減価償却費	2,697	10,327	13,024	—	13,024
減損損失	433	—	433	—	433
資本的支出	2,333	10,899	13,232	—	13,232

(注) 1 事業区分は事業内容により区分しております。

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店を有していないため、所在地別セグメント情報は、記載しておりません。

【国際業務経常収益】

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	4,104
II 連結経常収益	40,532
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	10.12

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引に係る経常収益であります。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	676.78  (追加情報) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これによる1株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。	700.69  —	707.26  (追加情報) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これによる1株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。
1株当たり中間(当期)純利益	円	17.98	16.69	37.83

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	169,806	174,124	177,237
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	7,713	8,098	7,866
(うち少数株主持分)	7,713	8,098	7,866
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	162,093	166,026	169,371
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	239,504	236,945	239,473

2 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	4,190	3,983	8,936
普通株主に 帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	4,190	3,983	8,936
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	232,984	238,630	236,229



3 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(自己株式の取得)</p> <p>当行は、平成19年11月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、次のように自己株式取得に係る事項を決議いたしました。</p> <p>1. 自己株式の取得を行う理由 経営環境の変化に対応した柔軟な資本政策を実施するため</p> <p>2. 取得に係る事項の内容</p> <p>(1) 取得対象株式の種類 当行普通株式</p> <p>(2) 取得しうる株式の総数 1,000,000株(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合0.42%)</p> <p>(3) 株式の取得価額の総額 700百万円</p> <p>(4) 取得期間 平成19年11月22日～平成20年3月21日</p>	

(2) 【その他】

該当ありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※8	61,526	2.51	33,529	1.36	46,904	1.89
コールローン		41,950	1.71	53,910	2.19	23,212	0.93
買入金銭債権		13,509	0.55	16,616	0.67	20,868	0.84
商品有価証券		2,859	0.12	2,368	0.10	3,635	0.14
有価証券	※1, 2, 8, 15	691,140	28.20	723,012	29.31	726,619	29.20
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 9	1,594,271	65.06	1,590,995	64.49	1,621,333	65.16
外国為替	※7	3,384	0.14	2,239	0.09	2,580	0.10
その他資産	※8	11,732	0.48	14,213	0.58	14,350	0.58
有形固定資産	※10, 11, 14	34,113	1.39	34,033	1.38	34,285	1.38
無形固定資産		3,465	0.14	3,078	0.12	3,363	0.14
支払承諾見返	※15	11,514	0.47	8,436	0.34	8,884	0.36
貸倒引当金		△18,946	△0.77	△15,440	△0.63	△17,872	△0.72
資産の部合計		2,450,522	100.00	2,466,995	100.00	2,488,165	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	2,106,270	85.95	2,103,035	85.25	2,122,434	85.30
譲渡性預金		108,647	4.43	119,935	4.86	121,855	4.90
コールマネー		7,942	0.33	17,392	0.70	12,832	0.52
借入金	※12	12,670	0.52	7,620	0.31	7,653	0.31
外国為替		5	0.00	3	0.00	5	0.00
社債	※13	15,000	0.61	15,000	0.61	15,000	0.60
その他負債		12,879	0.53	16,683	0.68	13,845	0.55
役員賞与引当金		—	—	11	0.00	35	0.00
退職給付引当金		6,585	0.27	6,545	0.26	6,501	0.26
役員退職慰労引当金		—	—	744	0.03	—	—
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	297	0.01	—	—
繰延税金負債		4,681	0.19	3,098	0.13	7,580	0.30
再評価に係る繰延税金負債	※14	4,224	0.17	4,174	0.17	4,175	0.17
支払承諾	※15	11,514	0.47	8,436	0.34	8,884	0.36
負債の部合計		2,290,422	93.47	2,302,977	93.35	2,320,804	93.27

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		23,452	0.96	23,452	0.95	23,452	0.94
資本剰余金		16,232	0.66	16,232	0.66	16,232	0.65
資本準備金		16,232		16,232		16,232	
利益剰余金		86,135	3.52	91,422	3.71	89,964	3.62
利益準備金		14,064		14,064		14,064	
その他利益剰余金		72,071		77,357		75,899	
役員退職慰労金積立金		687		687		687	
固定資産圧縮積立金		477		477		477	
株式消却積立金		—		385		—	
別途積立金		62,520		67,520		62,520	
繰越利益剰余金		8,386		8,287		12,214	
自己株式		△176	△0.01	△30	△0.01	△199	△0.01
株主資本合計		125,644	5.13	131,076	5.31	129,450	5.20
その他有価証券評価差額金		29,684	1.21	28,126	1.14	33,161	1.34
繰延ヘッジ損益		11	0.00	20	0.00	26	0.00
土地再評価差額金	※14	4,758	0.19	4,793	0.20	4,722	0.19
評価・換算差額等合計		34,455	1.40	32,940	1.34	37,910	1.53
純資産の部合計		160,100	6.53	164,017	6.65	167,361	6.73
負債及び純資産の部合計		2,450,522	100.00	2,466,995	100.00	2,488,165	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		28,297	100.00	32,163	100.00	60,172	100.00
資金運用収益		23,940		26,843		49,091	
(うち貸出金利息)		(16,618)		(18,310)		(34,213)	
(うち有価証券利息配当金)		(6,678)		(7,426)		(13,708)	
信託報酬		—		—		0	
役務取引等収益		3,679		3,965		7,559	
その他業務収益		158		451		559	
その他経常収益		519		903		2,962	
経常費用		21,465	75.86	23,517	73.12	44,577	74.08
資金調達費用		3,476		6,118		7,971	
(うち預金利息)		(859)		(2,757)		(2,656)	
役務取引等費用		653		654		1,321	
その他業務費用		2,052		1,204		2,845	
営業経費	※1	14,801		14,688		28,818	
その他経常費用	※2	482		851		3,620	
経常利益		6,831	24.14	8,646	26.88	15,595	25.92
特別利益	※3	562	1.99	150	0.47	395	0.65
特別損失	※4,5	271	0.96	1,302	4.05	478	0.80
税引前中間(当期)純利益		7,122	25.17	7,494	23.30	15,511	25.77
法人税、住民税及び事業税		1,343	4.75	4,587	14.26	4,430	7.36
法人税等調整額		1,612	5.70	△1,075	△3.34	2,163	3.60
中間(当期)純利益		4,166	14.72	3,981	12.38	8,916	14.81

③ 【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
平成18年3月31日残高 (百万円)	23,452	16,232	3	16,235	14,064	69,079	83,144	△4,722	118,110	
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注)						△698	△698		△698	
役員賞与(注)						△35	△35		△35	
別途積立金積立(注)									—	
中間純利益						4,166	4,166		4,166	
自己株式の取得								△27	△27	
自己株式の処分			9	9				3,955	3,965	
自己株式の消却			△12	△12		△604	△604	617	—	
土地再評価差額金の取崩						163	163		163	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	△3	△3	—	2,991	2,991	4,546	7,534	
平成18年9月30日残高 (百万円)	23,452	16,232	—	16,232	14,064	72,071	86,135	△176	125,644	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	27,642	—	4,922	32,564	150,675
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△698
役員賞与(注)					△35
別途積立金積立(注)					—
中間純利益					4,166
自己株式の取得					△27
自己株式の処分					3,965
自己株式の消却					—
土地再評価差額金の取崩					163
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額)	2,042	11	△163	1,890	1,890
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	2,042	11	△163	1,890	9,425
平成18年9月30日残高 (百万円)	29,684	11	4,758	34,455	160,100

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成19年3月31日残高 (百万円)	23,452	16,232	—	16,232	14,064	75,899	89,964	△199	129,450
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当(注)						△838	△838		△838
株式消却積立金積立(注)									—
別途積立金積立(注)									—
中間純利益						3,981	3,981		3,981
自己株式の取得								△1,448	△1,448
自己株式の処分			0	0				3	3
自己株式の消却			△0	△0		△1,614	△1,614	1,614	—
土地再評価差額金の取崩						△70	△70		△70
株主資本以外の項目の中 間会計期間中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合 計(百万円)	—	—	—	—	—	1,457	1,457	168	1,626
平成19年9月30日残高 (百万円)	23,452	16,232	—	16,232	14,064	77,357	91,422	△30	131,076

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高 (百万円)	33,161	26	4,722	37,910	167,361
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△838
株式消却積立金積立(注)					—
別途積立金積立(注)					—
中間純利益					3,981
自己株式の取得					△1,448
自己株式の処分					3
自己株式の消却					—
土地再評価差額金の取崩					△70
株主資本以外の項目の中 間会計期間中の変動額 (純額)	△5,034	△5	70	△4,969	△4,969
中間会計期間中の変動額合 計(百万円)	△5,034	△5	70	△4,969	△3,343
平成19年9月30日残高 (百万円)	28,126	20	4,793	32,940	164,017

(注)平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

Ⅲ 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	23,452	16,232	3	16,235
事業年度中の変動額				
剰余金の配当(注)				
役員賞与(注)				
別途積立金積立(注)				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			9	9
自己株式の消却			△12	△12
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	△3	△3
平成19年3月31日残高(百万円)	23,452	16,232	—	16,232

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	14,064	69,079	83,144	△4,722	118,110
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)		△1,657	△1,657		△1,657
役員賞与(注)		△35	△35		△35
別途積立金積立(注)					—
当期純利益		8,916	8,916		8,916
自己株式の取得				△52	△52
自己株式の処分				3,958	3,968
自己株式の消却		△604	△604	617	—
土地再評価差額金の取崩		199	199		199
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	6,820	6,820	4,523	11,340
平成19年3月31日残高(百万円)	14,064	75,899	89,964	△199	129,450



	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	27,642	—	4,922	32,564	150,675
事業年度中の変動額					
剰余金の配当 (注)					△1,657
役員賞与 (注)					△35
別途積立金積立(注)					—
当期純利益					8,916
自己株式の取得					△52
自己株式の処分					3,968
自己株式の消却					—
土地再評価差額金の取崩					199
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	5,519	26	△199	5,346	5,346
事業年度中の変動額合計(百万円)	5,519	26	△199	5,346	16,686
平成19年3月31日残高(百万円)	33,161	26	4,722	37,910	167,361

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目及び平成18年11月取締役会決議による中間配当であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについて、株式は中間会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、株式以外は中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについて、株式は決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、株式以外は決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備及び構築物を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 19年～50年 動産 4年～8年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備及び構築物を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 19年～50年 動産 4年～8年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備及び構築物を除く。))については、定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 19年～50年 動産 4年～8年

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
5 繰延資産の処理方法	株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	—	株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、15,274百万円であります。</p> <p>—</p>	<p>きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、19,307百万円であります。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、17,814百万円であります。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>——</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職</p>	<p>に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は35百万円増加し、税引前当期純利益は35百万円減少しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>——</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—	<p>慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、営業経費は43百万円、特別損失は700百万円それぞれ増加し、経常利益は43百万円、税引前中間純利益は744百万円それぞれ減少しております。</p> <p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見積額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、睡眠預金払戻損失は、支出時に費用処理をしておりましたが、「監査・保証実務委員会報告第42号」が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は56百万円減少、特別損失は354百万円増加し、経常利益は56百万円増加、税引前中間純利益は297百万円減少しております。</p>	—
7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建の資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
9 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>・想定元本金額に応じ平成15年度から9年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は28百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>・想定元本金額に応じ平成15年度から9年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は9百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>金額に応じ平成15年度から9年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は16百万円(税効果額控除前)であります。</p>
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の負債については、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
10 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>同左</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>



中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は160,088百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>——</p>	<p>——</p> <p>——</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は167,334百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>——</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「役員退職慰労金積立金」、「固定資産圧縮積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p>——</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 678百万円</p> <p>—</p>	<p>※1 同左</p>	<p>※1 同左</p>
<p>※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に19,701百万円含まれております。</p>	<p>※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に19,701百万円含まれております。</p>	<p>※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に20,951百万円含まれております。</p>
<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は4,988百万円、延滞債権額は24,752百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は5,092百万円、延滞債権額は30,649百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は5,999百万円、延滞債権額は29,577百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>
<p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は976百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,423百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,033百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,308百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,246百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,789百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は44,024百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は36,309百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 26,163百万円 担保資産に対応する債務 預金 7,822百万円 (日本銀行代理店契約によるもの) 上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券57,458百万円、預け金5百万円及びその他資産21百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2百万円、保証金は256百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、390,807百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが388,857百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,411百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は35,430百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 36,287百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,090百万円 (日本銀行代理店契約によるもの) 上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券57,709百万円及びその他資産26百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は258百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、422,275百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが420,735百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,399百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は38,943百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 36,289百万円 担保資産に対応する債務 預金 8,533百万円 (日本銀行代理店契約によるもの) 上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券57,673百万円、預け金5百万円及びその他の資産21百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は258百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、447,680百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが445,540百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p>
<p>30,937百万円</p>	<p>31,739百万円</p>	<p>31,442百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 831百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11 同左</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 831百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,600百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,600百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,600百万円が含まれております。</p>
<p>※13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>	<p>※13 同左</p>	<p>※13 同左</p>
<p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日</p>	<p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日</p>	<p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日</p>
<p>平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>
<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条のうち第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条のうち第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条のうち第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">7,414百万円</p> <p style="text-align: center;">――</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">7,099百万円</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,040百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ2,830百万円減少します。</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">7,559百万円</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,060百万円であります。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ3,060百万円減少しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																															
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物・動産</td> <td>597百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>702百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却10百万円及び株式等償却248百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益には、貸倒引当金取崩額401百万円を含んでおります。</p> <p>—</p> <p>※5 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の事業用資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額249百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">稼働資産</td> <td rowspan="2">徳島県内</td> <td rowspan="2">営業店舗</td> <td>土地及</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>び建物</td> <td>(うち土地 5百万円) 6百万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td rowspan="2">徳島県内</td> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td>土地及</td> <td>237百万円</td> </tr> <tr> <td>び建物</td> <td>(うち土地 177百万円) 60百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>合計 249百万円 (うち土地 182百万円) (うち建物 67百万円)</p> <p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	建物・動産	597百万円	その他	702百万円	区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働資産	徳島県内	営業店舗	土地及	11百万円	び建物	(うち土地 5百万円) 6百万円)	遊休資産	徳島県内	遊休資産	土地及	237百万円	び建物	(うち土地 177百万円) 60百万円)	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>628百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>760百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却9百万円、貸倒引当金繰入額532百万円及び株式等償却102百万円を含んでおります。</p> <p>—</p> <p>※4 特別損失には、役員退職慰勞引当金繰入額700百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額354百万円を含んでおります。</p> <p>※5 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の事業用資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額189百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">稼働資産</td> <td rowspan="2">徳島県内</td> <td rowspan="2">営業店舗</td> <td>土地</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>1か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">稼働資産</td> <td rowspan="2">徳島県外</td> <td rowspan="2">営業店舗</td> <td>土地及</td> <td>183百万円</td> </tr> <tr> <td>び建物</td> <td>(うち土地 181百万円) 2百万円)</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>徳島県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4か所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>合計 189百万円 (うち土地 187百万円) (うち建物 2百万円)</p> <p>グルーピングの方法 当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	有形固定資産	628百万円	無形固定資産	760百万円	区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働資産	徳島県内	営業店舗	土地	3百万円	1か所		稼働資産	徳島県外	営業店舗	土地及	183百万円	び建物	(うち土地 181百万円) 2百万円)	遊休資産	徳島県内	遊休資産	土地	2百万円				4か所		<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1,269百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>1,418百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却27百万円、貸倒引当金繰入額2,618百万円及び株式等償却249百万円を含んでおります。</p> <p>—</p> <p>※5 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の事業用資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額433百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">稼働資産</td> <td rowspan="2">徳島県内</td> <td rowspan="2">営業店舗</td> <td>土地及</td> <td>191百万円</td> </tr> <tr> <td>び建物</td> <td>(うち土地 80百万円) 111百万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td rowspan="2">徳島県内</td> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td>土地及</td> <td>242百万円</td> </tr> <tr> <td>び建物</td> <td>(うち土地 182百万円) 60百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>合計 433百万円 (うち土地 262百万円) (うち建物 171百万円)</p> <p>グルーピングの方法 同左 回収可能価額の算定方法 同左</p>	有形固定資産	1,269百万円	無形固定資産	1,418百万円	区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働資産	徳島県内	営業店舗	土地及	191百万円	び建物	(うち土地 80百万円) 111百万円)	遊休資産	徳島県内	遊休資産	土地及	242百万円	び建物	(うち土地 182百万円) 60百万円)
建物・動産	597百万円																																																																																
その他	702百万円																																																																																
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																																																																													
稼働資産	徳島県内	営業店舗	土地及	11百万円																																																																													
			び建物	(うち土地 5百万円) 6百万円)																																																																													
遊休資産	徳島県内	遊休資産	土地及	237百万円																																																																													
			び建物	(うち土地 177百万円) 60百万円)																																																																													
有形固定資産	628百万円																																																																																
無形固定資産	760百万円																																																																																
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																																																																													
稼働資産	徳島県内	営業店舗	土地	3百万円																																																																													
			1か所																																																																														
稼働資産	徳島県外	営業店舗	土地及	183百万円																																																																													
			び建物	(うち土地 181百万円) 2百万円)																																																																													
遊休資産	徳島県内	遊休資産	土地	2百万円																																																																													
			4か所																																																																														
有形固定資産	1,269百万円																																																																																
無形固定資産	1,418百万円																																																																																
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																																																																													
稼働資産	徳島県内	営業店舗	土地及	191百万円																																																																													
			び建物	(うち土地 80百万円) 111百万円)																																																																													
遊休資産	徳島県内	遊休資産	土地及	242百万円																																																																													
			び建物	(うち土地 182百万円) 60百万円)																																																																													

[次へ](#)

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	7,831	38	7,577	292	(注)
合計	7,831	38	7,577	292	

(注) 普通株式数の増加38千株は単元未満株式の取得によるものであります。

普通株式数の減少7,577千株は単元未満株式の売却4千株、売出しによる処分5,050千株、売出しに伴う第三者割当による処分1,500千株、消却1,022千株によるものであります。

2 その他利益剰余金の内訳

	役員退職慰労金 積立金	固定資産圧縮積 立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	その他利益 剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	687	477	56,520	11,394	69,079
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)				△698	△698
役員賞与(注)				△35	△35
別途積立金積立(注)			6,000	△6,000	—
中間純利益				4,166	4,166
自己株式の取得					—
自己株式の処分					—
自己株式の消却				△604	△604
土地再評価差額金の取崩				163	163
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計(百 万円)	—	—	6,000	△3,008	2,991
平成18年9月30日残高(百万円)	687	477	62,520	8,386	72,071

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。



Ⅱ 当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	326	2,532	2,805	54	(注)
合計	326	2,532	2,805	54	

(注) 普通株式数の増加2,532千株は単元未満株式の取得32千株及び自己株式の市場買付け2,500千株によるものであります。普通株式数の減少2,805千株は単元未満株式の売却5千株及び消却2,800千株によるものであります。

2 その他利益剰余金の内訳

	役員退職慰労 金積立金	固定資産圧縮 積立金	株式消却 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	687	477	—	62,520	12,214	75,899
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)					△838	△838
株式消却積立金積立(注)			2,000		△2,000	—
別途積立金積立(注)				5,000	△5,000	—
中間純利益					3,981	3,981
自己株式の取得						—
自己株式の処分						—
自己株式の消却			△1,614			△1,614
土地再評価差額金の取崩					△70	△70
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純 額)	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	385	5,000	△3,927	1,457
平成19年9月30日残高(百万円)	687	477	385	67,520	8,287	77,357

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

### Ⅲ 前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

#### 1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	7,831	76	7,581	326	(注)
合計	7,831	76	7,581	326	

(注) 普通株式数の増加76千株は単元未満株式の取得によるものであります。

普通株式数の減少7,581千株は単元未満株式の売却8千株、売出しによる処分5,050千株、売出しに伴う第三者割当による処分1,500千株、消却1,022千株によるものであります。

#### 2 その他利益剰余金の内訳

	役員退職慰 労金積立金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	その他利益 剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	687	477	56,520	11,394	69,079
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)				△1,657	△1,657
役員賞与(注)				△35	△35
別途積立金積立(注)			6,000	△6,000	—
当期純利益				8,916	8,916
自己株式の取得					—
自己株式の処分					—
自己株式の消却				△604	△604
土地再評価差額金の取崩				199	199
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	6,000	820	6,820
平成19年3月31日残高(百万円)	687	477	62,520	12,214	75,899

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目及び平成18年11月取締役決議による中間配当であります。

[前へ](#)

[次へ](#)

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>695百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>695百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>428百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>428百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>267百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>267百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>110百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>156百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>267百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料 60百万円</p> <p>・減価償却費相当額 60百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないので、項目等の記載は省略しております。</p>	動産	695百万円	その他	一百万円	合計	695百万円	動産	428百万円	その他	一百万円	合計	428百万円	動産	267百万円	その他	一百万円	合計	267百万円	1年内	110百万円	1年超	156百万円	合計	267百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>425百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>425百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>142百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>142百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>283百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>283百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>67百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>215百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>283百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料 52百万円</p> <p>・減価償却費相当額 52百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について) 同左</p>	動産	425百万円	その他	一百万円	合計	425百万円	動産	142百万円	その他	一百万円	合計	142百万円	動産	283百万円	その他	一百万円	合計	283百万円	1年内	67百万円	1年超	215百万円	合計	283百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>658百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>658百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>402百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>402百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>256百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>256百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>79百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>177百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>256百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・当期の支払リース料 128百万円</p> <p>・減価償却費相当額 128百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について) 同左</p>	動産	658百万円	その他	一百万円	合計	658百万円	動産	402百万円	その他	一百万円	合計	402百万円	動産	256百万円	その他	一百万円	合計	256百万円	1年内	79百万円	1年超	177百万円	合計	256百万円
動産	695百万円																																																																									
その他	一百万円																																																																									
合計	695百万円																																																																									
動産	428百万円																																																																									
その他	一百万円																																																																									
合計	428百万円																																																																									
動産	267百万円																																																																									
その他	一百万円																																																																									
合計	267百万円																																																																									
1年内	110百万円																																																																									
1年超	156百万円																																																																									
合計	267百万円																																																																									
動産	425百万円																																																																									
その他	一百万円																																																																									
合計	425百万円																																																																									
動産	142百万円																																																																									
その他	一百万円																																																																									
合計	142百万円																																																																									
動産	283百万円																																																																									
その他	一百万円																																																																									
合計	283百万円																																																																									
1年内	67百万円																																																																									
1年超	215百万円																																																																									
合計	283百万円																																																																									
動産	658百万円																																																																									
その他	一百万円																																																																									
合計	658百万円																																																																									
動産	402百万円																																																																									
その他	一百万円																																																																									
合計	402百万円																																																																									
動産	256百万円																																																																									
その他	一百万円																																																																									
合計	256百万円																																																																									
1年内	79百万円																																																																									
1年超	177百万円																																																																									
合計	256百万円																																																																									

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	(自己株式の取得) 平成19年11月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、次のように自己株式取得に係る事項を決議いたしました。 1. 自己株式の取得を行う理由 経営環境の変化に対応した柔軟な資本政策を実施するため 2. 取得に係る事項の内容 (1) 取得対象株式の種類 当行普通株式 (2) 取得しうる株式の総数 1,000,000株(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合0.42%) (3) 株式の取得価額の総額 700百万円 (4) 取得期間 平成19年11月22日～平成20年3月21日	—

[前へ](#)

(2) 【信託財産残高表】

資産				
科目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	95	97.91	95	97.90
現金預け金	2	2.09	2	2.10
合計	97	100.00	97	100.00

負債				
科目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	97	100.00	97	100.00
合計	97	100.00	97	100.00

- (注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末一百万円、当中間会計期間末一百万円  
2 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間末及び当中間会計期間末の取扱残高はありません。

(3) 【その他】

中間配当

平成19年11月16日開催の取締役会において、第196期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金総額 829百万円

1株当たりの中間配当金 3円50銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成19年12月10日

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |                         |   |        |                         |  |
|-------------------------|---|--------|-------------------------|--|
| (1) 有価証券報告書<br>及びその添付書類 | 事業年度<br>(第195期)                                   | 自<br>至 | 平成18年4月1日<br>平成19年3月31日 | 平成19年6月28日<br>関東財務局長に提出                              |
| (2) 有価証券報告書の<br>訂正報告書   | 事業年度<br>(第195期)                                   | 自<br>至 | 平成18年4月1日<br>平成19年3月31日 | 平成19年7月23日<br>関東財務局長に提出                              |
| (3) 訂正発行登録書             | 平成18年10月24日提出の発行登録書<br>(普通社債)に係る訂正発行登録書で<br>あります。 |        |                         | 平成19年6月28日<br>平成19年7月23日<br>平成19年12月14日<br>関東財務局長に提出 |
| (4) 自己株券買付状況報告書         |   |        |                         | 平成19年8月13日<br>平成19年12月12日<br>関東財務局長に提出               |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月22日

株式会社阿波銀行

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 米 林 彰 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 橋 本 克 己 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社阿波銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社阿波銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

株式会社阿波銀行

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 米 林 彰 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小 寺 庸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社阿波銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社阿波銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月22日

株式会社阿波銀行

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 米 林 彰 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 橋 本 克 己 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社阿波銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第195期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社阿波銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

株式会社阿波銀行

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 米 林 彰 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 小 寺 庸 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社阿波銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第196期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社阿波銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。